



# 三重県公報

令和4年3月8日 (火)

第 292 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
7	三重県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則	(くらし・交通安全課)	2
8	三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則	(雇 用 対 策 課)	2
<b>告 示</b>			
93	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長 寿 介 護 課)	8
94	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	( 同 )	8
95	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	9
96	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	10
97	同件	( 同 )	10
98	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下 水 道 事 業 課)	10
99	証紙の販売人の指定の取消し	( 出 納 局 )	11
100	三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示	( 同 )	11
<b>選 管 告 示</b>			
8	衆議院小選挙区選出議員選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	(選挙管理委員会)	11
9	三重県議会議員桑名市・桑名郡選挙区補欠選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	( 同 )	29
10	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	( 同 )	33
11	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出の一部を改正する告示	( 同 )	33
12	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	( 同 )	34
13	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び指定の取消しの届出	( 同 )	34
<b>公 告</b>			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	35
	同件	( 同 )	35
	基本測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	35
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	36
	同件	( 同 )	36
	同件	( 同 )	36
	同件	( 同 )	36
	同件	( 同 )	36
	同件	( 同 )	37
	土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可	(都 市 政 策 課)	37
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	(齋宮歴史博物館)	37

規 則

三重県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第七号

三重県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

三重県消費生活条例施行規則（平成八年三重県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（不当な取引行為）</p> <p>第二十一条 条例第二十四条第一項第五号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）<del>第三十五条の三の十第一項、第三十五条の三の十一第一項及び第三十五条の三の十二第一項並びに特定商取引に関する法律（昭和三十五年法律第五十七号）第九条第一項、第九条の二第一項、第二十四条第一項、第二十四の二第一項、第四十条第一項、第四十八条第一項、第五十八条第一項及び第五十八条の十四第一項</del>其他法令に基づく消費者の契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利（以下「クーリング・オフ」という。）の行使に際して、これを拒否し、若しくは黙殺し、威迫し、又は欺いて、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>二〇五 （略）</p>	<p>（不当な取引行為）</p> <p>第二十一条 条例第二十四条第一項第五号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）<del>第四条の四第一項並びに特定商取引に関する法律（昭和三十五年法律第五十七号）第九条第一項、第二十四条第一項、第四十条第一項、第四十八条第一項及び第五十八条第一項</del>其他法令に基づく消費者の契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利（以下「クーリング・オフ」という。）の行使に際して、これを拒否し、若しくは黙殺し、威迫し、又は欺いて、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>二〇五 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第八号

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 三重県立職業能力開発施設条例施行規則（昭和三十五年三重県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（普通課程の訓練基準）</p> <p>第三条 普通課程に係る条例第四条第五項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（普通課程の訓練基準）</p> <p>第三条 普通課程に係る条例第四条第五項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 （略）</p>

<p>11 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。</p> <p>11~17 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(短期課程の訓練基準)</p> <p>第四条 短期課程に係る条例第四条第五項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>11 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。</p> <p>11~17 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">学校名</th> <th style="width: 15%;">訓練課程</th> <th style="width: 30%;">訓練科</th> <th style="width: 10%;">訓練期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">三重県立津高等技術学校</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">短期課程</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金属成形科</td> <td style="text-align: center;">6月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	三重県立津高等技術学校	(略)	(略)	(略)	短期課程	(略)	(略)	金属成形科	6月	(略)	(略)	<p>11 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。</p> <p>11~17 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(短期課程の訓練基準)</p> <p>第四条 短期課程に係る条例第四条第五項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>11 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。</p> <p>11~17 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">学校名</th> <th style="width: 15%;">訓練課程</th> <th style="width: 30%;">訓練科</th> <th style="width: 10%;">訓練期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">三重県立津高等技術学校</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">短期課程</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金属成形科</td> <td style="text-align: center;">6月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建築施工科</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	三重県立津高等技術学校	(略)	(略)	(略)	短期課程	(略)	(略)	金属成形科	6月	建築施工科	1年	(略)	(略)	(略)
学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間																															
三重県立津高等技術学校	(略)	(略)	(略)																															
	短期課程	(略)	(略)																															
		金属成形科	6月																															
		(略)	(略)																															
学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間																															
三重県立津高等技術学校	(略)	(略)	(略)																															
	短期課程	(略)	(略)																															
		金属成形科	6月																															
		建築施工科	1年																															
(略)	(略)	(略)																																

別表第1備考第1項中「第3条第1項第2号の通信の方法」と「通信制訓練（通信の方法により教材等を配付し、添削指導及び面接指導を行うものをいう。以下同じ。）」と並び、同表備考第4項中「第3条第1項第2号の通信の方法による訓練」と「通信制訓練」と改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第4条関係)

訓練課程	訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練時間 (時間)	設備		訓練の 生数
					種別	名称	
短期課程	住宅サービス科	居宅介護及び介護予防に係る住宅改修における技能及びこれに関する知識	(1) 学科 イ 社会 ロ 建築構造 ハ 材料 ニ 製図 ホ 工作法 ヘ 施工法 ト 安全衛生 チ 住環境における福祉 リ 介護と住環境整備	総時間  700  150	建物その他の工作機械その他	黒板、椅子等を備えた実習場 木工用機械類 器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類	20

		(2) 実技 イ 器工具使用法 ロ C A D 操作実習 ハ 工作実習 ニ 基礎工事実習 ホ 施工実習 ヘ 福祉住環境整備実習 ト 安全衛生作業法	500			
パソコンC A D科	製図における基礎的な技能及びこれに関する知識	(1) 学科 イ 社会 ロ 製図 ハ 工作法 (2) 実技 イ 製図実習 ロ C A D 実習 ハ O A 機器操作実習	総時間 600 100 400	建物その他の工作物 機械 その他	教室 実習場 図面複写機 情報処理用機器類 器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類	20
オフィスビジネス科	事務及びO A 機器操作における技能及びこれに関する知識	(1) 学科 イ 社会 ロ 商業概論 ハ O A 機器 ニ 簿記及び会計 (2) 実技 イ 商業簿記 ロ O A 機器操作実習 ハ プレゼンテーション実習	総時間 600 100 400	建物その他の工作物 機械 その他	教室 実習場 事務用機器類 情報処理用機器類 機具及び用具類 計測器類 教材類	30
金属成形科	金属の接合及び加工等の金属加工における基礎的な技能及びこれに関する知識	(1) 学科 イ 社会 ロ 機械工学概論 ハ 金属材料学 ニ 製図 ホ 溶接法 ヘ 測定法 ト 板金工作法 チ 安全衛生 (2) 実技 イ 測定・機械操作基本実習	総時間 630 150 350	建物その他の工作物 機械 その他	黒板、椅子等を備えた実習場 プレス用機械類 切断用機械類 板金用機械類 溶接用機械類 器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類	20

			ロ 溶接基本実習 ハ 板金工作実習 ニ 安全衛生作業法				
	O A 事務科 (障がい者訓練)	一般的な事務及び O A 機器の操作に おける基礎的な技 能及びこれに関す る知識	(1) 学科 イ 社会 ロ 応接法 ハ O A 機器 ニ 簿記及び会計 ホ 安全衛生 (2) 実技 イ 簿記及び会計 実習 ロ O A 機器操作 基本実習 ハ O A 機器操作 実習 ニ コミュニケー ション実習 ホ プレゼンテー ション実習 ヘ 安全衛生作業 法	総時間 1,100 200 500	建物その 他の工作 機械 その他	教室 実習場 事務用機 器類 情報処理 用機器類 器具及び 用具類 計測器類 教材類	10

備考

- 1 訓練科ごとの教科の科目は、この表の教科の欄に定める学科及び実技の科目とする。
- 2 1に定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加することができる。
- 3 通信制訓練以外の訓練の訓練科ごとの総時間及び教科ごとの訓練時間は、この表の訓練時間の欄に定めるものを標準とする。
- 4 通信制訓練の面接指導のための訓練時間は、この表の訓練時間の欄に定める学科の訓練時間の20パーセントに相当する時間とする。
- 5 訓練科ごとに必要な設備は、この表の設備の欄に定めるとおりとする。
- 6 5に定めるもののほか、技術学校の設備の細目は、厚生労働大臣が定めるものを標準とする。

第1号表第2号「3箇月以内」を「6箇月以内」と改める。

第11条 三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に替換する。

改正後				改正前				
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)				
学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	
三重県立津高等技術学校	(略)	(略)	(略)	三重県立津高等技術学校	(略)	(略)	(略)	
	短期課程	(略)	(略)		短期課程	(略)	(略)	(略)
		O A 事務科 (障がい者訓練)	6月			O A 事務科 (障がい者訓練)	1年	
		アーキデザイン科	1年					
備考 (略)				備考 (略)				

同表第3号を次のように改める。

別表第3 (第4条関係)

訓練課程	訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練時間 (時間)	設備		訓練の 生数の
					種別	名称	
短期課程	住宅サービス科	居宅介護及び介護予防に係る住宅改修における技能及びこれに関する知識	(1) 学科 イ 社会 ロ 建築構造 ハ 材料 ニ 製図 ホ 工作法 ヘ 施工法 ト 安全衛生 チ 住環境における福祉 リ 介護と住環境整備 (2) 実技 イ 器工具使用法 ロ C A D 操作実習 ハ 工作実習 ニ 基礎工事実習 ホ 施工実習 ヘ 福祉住環境整備実習 ト 安全衛生作業法	総時間 700	建物その他の工作物 機械 その他	黒板、椅子等を備えた実習場 木工用機械類 器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類	20
				150			
				500			
パソコンC A D科	製図における基礎的な技能及びこれに関する知識	(1) 学科 イ 社会 ロ 製図 ハ 工作法 (2) 実技 イ 製図実習 ロ C A D 実習 ハ O A 機器操作実習	総時間 600	建物その他の工作物 機械 その他	教室 実習場 図面複写機 情報処理用機器類 器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類	20	
			100				
			400				
オフィスビジネス科	事務及びO A 機器操作における技能及びこれに関する知識	(1) 学科 イ 社会 ロ 商業概論 ハ O A 機器 ニ 簿記及び会計 (2) 実技 イ 商業簿記 ロ O A 機器操作	総時間 600	建物その他の工作物 機械 その他	教室 実習場 事務用機器類 情報処理用機器類 機具及び用具類 計測器類 教材類	30	
			100				
			400				

		実習 ハ プレゼンテー ション実習				
金属成形科	金属の接合及び加工等の金属加工における基礎的な技能及びこれに関する知識	(1) 学科 イ 社会 ロ 機械工学概論 ハ 金属材料学 ニ 製図 ホ 溶接法 ヘ 測定法 ト 板金工作法 チ 安全衛生 (2) 実技 イ 測定・機械操作基本実習 ロ 溶接基本実習 ハ 板金工作実習 ニ 安全衛生作業法	総時間 630 150 350	建物その他の工作物 機械 その他	黒板、椅子等を備えた実習場 プレス用機械類 切断用機械類 板金用機械類 溶接用機械類 器具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類	20
OA事務科 (障がい者訓練)	一般的な事務及びOA機器の操作における基礎的な技能及びこれに関する知識	(1) 学科 イ 社会 ロ 応接法 ハ OA機器 (2) 実技 イ OA機器操作実習 ロ プレゼンテーション実習	総時間 550 100 400	建物その他の工作物 機械 その他	教室 実習場 情報処理用機器類 器具及び用具類 教材類	20
アーキデザイン科	建築関連の基礎的な知識及び製図の基礎的な技術	(1) 学科 イ 建築製図 ロ 建築計画 ハ 構造力学 ニ 建築構造 ホ 建築生産 ヘ 建築法規 ト 測量 (2) 実技 イ 建築設計実習 ロ 測量基本実習 ハ 機械操作基本実習	総時間 1,050 400 600	建物その他の工作物 機械 その他	教室 製図室 製図機械 パーソナルコンピュータ及びサーバ カラープリンタ セオドライト レベル 平板測量器 製図器及び製図用具類	10

備考

1 訓練科ごとの教科の科目は、この表の教科の欄に定める学科及び実技の科目とする。

- 2 1に定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加することができる。
- 3 通信制訓練以外の訓練の訓練科ごとの総時間及び教科ごとの訓練時間は、この表の訓練時間の欄に定めるものを標準とする。
- 4 通信制訓練の面接指導のための訓練時間は、この表の訓練時間の欄に定める学科の訓練時間の20パーセントに相当する時間とする。
- 5 訓練科ごとに必要な設備は、この表の設備の欄に定めるとおりとする。
- 6 5に定めるもののほか、技術学校の設備の細目は、厚生労働大臣が定めるものを標準とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第一条の規定は令和四年四月一日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県立職業能力開発施設条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県立職業能力開発施設条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所定の調整をして使用する事ができる。

告 示

三重県告示第 93 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和4年3月8日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2470506300	アルファメイク	三重県津市雲出本郷町1301番地南	株式会社丸中	令和4年3月1日	訪問介護
2460290576	訪問看護ステーション ところ	三重県四日市市東坂部町53番地1	株式会社グレンデ	令和4年3月1日	訪問看護
2460290584	訪問看護リハビリステーション Green	三重県四日市市采女町2997番地122	合同会社太西	令和4年3月1日	訪問看護
2460390277	訪問看護リハビリステーションダリア	三重県鈴鹿市大池3丁目11-9ベーシック中日1401	株式会社Wellness Time	令和4年3月1日	訪問看護
2471301479	福祉用具リンクス	三重県名張市桔梗が丘7番町3-4Mビル201号	株式会社シーリンクス	令和4年3月1日	福祉用具貸与
2471301479	福祉用具リンクス	三重県名張市桔梗が丘7番町3-4Mビル201号	株式会社シーリンクス	令和4年3月1日	特定福祉用具販売

三重県告示第 94 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和4年3月8日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2460290576	訪問看護ステーション ところ	三重県四日市市東坂部町53番地1	株式会社グレンデ	令和4年3月1日	介護予防訪問看護



2460290584	訪問看護リハビリステーション Green	三重県四日市市采女町 2997 番地 122	合同会社太西	令和 4 年 3 月 1 日	介護予防 訪問看護
2460390277	訪問看護リハビリステーションダリア	三重県鈴鹿市大池 3 丁目 11-9 ベーシック中日 1401	株式会社 Well n e s s T i m e	令和 4 年 3 月 1 日	介護予防 訪問看護
2471301479	福祉用具リンクス	三重県名張市桔梗が丘 7 番 町 3-4Mビル 201 号	株式会社シーリンクス	令和 4 年 3 月 1 日	介護予防 福祉用具貸与
2471301479	福祉用具リンクス	三重県名張市桔梗が丘 7 番 町 3-4Mビル 201 号	株式会社シーリンクス	令和 4 年 3 月 1 日	特定介護予防 福祉用具販売

三重県告示第 95 号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 3 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表に次のように加える。

19	三重県新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対し、就労による自立を図り、またそれが困難な場合には生活保護の受給につなげる。	新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯のうち、生活福祉資金の特例貸付を利用できない世帯が、就労による自立を図ること等に要する経費	別に定める。	別に定める。
20	三重県重層的支援体制整備事業交付金	地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制構築に取り組む市町を支援する。	「重層的支援体制整備事業」に要する経費	別に定める。	市町

別表 1(3)の表第 3 号の項を次のように改める。

3	保育環境改善事業費補助金	市町等が実施する以下の取組に対して支援を行う。 1 障がい児保育を実施するため、障がい児を受け入れるために必要となる環境改善 2 新型コロナウイルスの感染拡大の防止 3 保育所等における ICT 化推進	障がい児保育を実施する市町が、障がい児を受け入れるために必要となる障がい児用の設備の整備、備品（遊具、器具等）の設置及び更新等の経費 認可外保育施設が、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、保育を継続的に実施するために必要な経費 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に要する経費 認可外保育施設が、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に要する経費	補助基本額の 2/3 以内 補助基本額の 10/10 以内 補助基本額の 2/3 以内 補助基本額の 3/4 以内	市町 認可外保育施設 市町 認可外保育施設
---	--------------	--	---	--	--------------------------------

別表 1(3)の表中第 30 号の項を第 31 号の項とし、第 19 号の項から第 29 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 18 号の項の次に次のように加える。

19	私立幼稚園等被災児童等保育料等減免補助金	東日本大震災により被災し、県内の私立幼稚園等に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減することにより就学機会の確保に資する。	東日本大震災により被災し、県内の私立幼稚園等に就園する園児の保育料の減免に要する経費及び入園料の軽減に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	----------------------	---	--	--------	--------

別表 1(3)の表に次のように加える。

32	三重県保育所等業務効率化推進事業費補助金（保育所等における ICT 化推進等事業（保育士資格取得・登録に係るオンライン手続	保育士資格取得、登録に係るオンライン手続化を図り、保育士試験の受験申請及び保育士登録の申請等を行う者の利便性の向上を図る。	保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化のためのシステムの構築もしくは改修に係る事業に要する経費	別に定める。	児童福祉法第 18 条の 9 に規定する指定試験機関及び県の委託を受け同法に基づく保育士の登録事務等を行う者
----	---	---	---	--------	--

化分))				
------	--	--	--	--

別表 1(4)の表中第 27 号の項を削り、第 28 号の項を第 27 号の項とし、第 29 号の項を第 28 号の項とする。

別表 1(5)の表第 12 号の項 (A) の欄中「三重県障害福祉分野における」を「三重県障害福祉分野の」に改める。

別表 1(5)の表に次のように加える。

15	三重県障害福祉サービス等事業者に対する感染防止対策支援事業費補助金	障害福祉サービス事業所等において新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行いながら必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう支援する。	感染防止対策に必要な衛生用品等の購入経費	別に定める。	障害福祉サービス等事業者
----	-----------------------------------	---	----------------------	--------	--------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 3 年度分の補助金等から適用する。

**三重県告示第 96 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により志摩市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 3 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス鶴方野田店  
志摩市阿児町鶴方字野田 2576 番地 2 他
- 2 志摩市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 3 月 8 日から同年 4 月 8 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 97 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 3 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニトリ名張店・ジュンテンドー名張店  
名張市蔵持町原出 508 番 1 ほか
- 2 名張市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 3 月 8 日から同年 4 月 8 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 98 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 4 年 3 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 施行者の名称  
東員町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
桑名都市計画下水道事業  
流域関連東員町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成4年11月27日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**三重県告示第99号**

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定による販売人の指定を、次のとおり取り消しました。

令和4年3月8日

三重県知事 一見勝之

販売人の名称及び住所	販売所		取消年月日
	名称	所在地	
株式会社三重給食センター 桑名市城山台55番地	三重給食センター	桑名市中央町5丁目71(三重県桑名庁舎1階食堂内)	令和3年 12月31日

**三重県告示第100号**

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年3月8日

三重県知事 一見勝之

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示

三重県収納代理金融機関の指定（平成4年三重県告示第450号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1	三重県収納代理金融機関 (略) (略) (略) (株)紀陽銀行 (略)		1	三重県収納代理金融機関 (略) (略) (略) (株)紀陽銀行 (略) <u>三井住友信託銀行(株)</u> <u>三重県内所在の</u> <u>店舗</u>	
	(略) (略) (略)			(略) (略) (略)	
2	(略)		2	(略)	

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

**選 管 告 示**

**三重県選挙管理委員会告示第8号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

令和4年3月8日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第1区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

24,503,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田村 憲久	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和3年10月6日から	第1回分
出納責任者氏名	宇野 晃				令和3年11月11日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	1,309,700 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	799,006
自由民主党三重県第一選挙区支部 政党		7,587,131 円	選挙事務所費	627,000
			集会会場費	172,006
			通信費	1,286,271
			交通費	1,023,213
			印刷費	1,388,200
			広告費	2,010,380
			文具費	35,785
			食糧費	39,331
			休泊費	0
			雑費	329,291
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		7,587,131	今回計	8,221,177
前回計		0	前回計	0
総計		7,587,131	総計	8,221,177

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	146,300 円
	ビラの作成	469,700 円
	ポスターの作成	772,200 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	161,700 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	55,000 円
	計	1,812,868 円

報告書受理年月日	令和3年11月12日	第1回報告分
----------	------------	--------



公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第1区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

24,503,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松田 直久	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和3年10月12日から	第1回分
出納責任者氏名	河内 孝治				令和3年11月3日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	933,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	110,000
立憲民主党	政党	5,000,000 円	選挙事務所費	110,000
立憲民主党三重県総支部連合会	政党	1,000,000	集会会場費	0
			通信費	65,156
			交通費	17,058
			印刷費	1,843,310
			広告費	895,439
			文具費	0
			食糧費	121,800
			休泊費	0
			雑費	118,172
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		6,000,000	今回計	4,103,935
前回計		0	前回計	0
総計		6,000,000	総計	4,103,935

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850 円
	ビラの作成	476,000 円
	ポスターの作成	1,097,460 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625 円
	計	2,414,645 円

報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第1区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

24,503,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山田 いずみ	候補者届出政党 又は所属党派	NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反 で	期間	令和3年10月13日から 令和3年11月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	伊藤 昌志					

収入			支出	
主たる寄附			人件費	127,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	100,000
		0 円	選挙事務所費	100,000
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	1,760,000
			広告費	584,849
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		3,000,000		
今回計		3,000,000	今回計	2,571,849
前回計		0	前回計	0
総計		3,000,000	総計	2,571,849

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和3年11月10日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第2区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,238,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川崎 秀人	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和3年9月28日から	第1回分
出納責任者氏名	増田 吉彦				令和3年11月5日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	192,823
自由民主党三重県第二選挙区支部	政党	8,000,000 円	選挙事務所費	180,323
野間 千晴	会社役員	180,000	集会会場費	12,500
			通信費	1,261,780
			交通費	205,243
			印刷費	0
			広告費	581,432
			文具費	49,557
			食糧費	68,903
			休泊費	66,000
			雑費	48,280
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		500,000		
今回計		8,680,000	今回計	2,474,018
前回計		0	前回計	0
総計		8,680,000	総計	2,474,018

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850 円
	ビラの作成	405,800 円
	ポスターの作成	1,183,704 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	133,320 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	118,800 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	28,050 円
	計	2,139,524 円

報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分
----------	------------	--------



公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第2区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,238,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川崎 秀人	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和3年12月22日から	第2回分
出納責任者氏名	増田 吉彦				令和3年12月28日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	702,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	60,907
自由民主党三重県第二選挙区支部 政党		60,907 円	選挙事務所費	60,907
			集会会場費	0
			通信費	1,388,445
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	118,800
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		60,907	今回計	2,270,152
前回計		8,680,000	前回計	2,474,018
総計		8,740,907	総計	4,744,170

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
		円
		円
		円
		円
		円
	計	円

報告書受理年月日	令和4年1月4日	第2回報告分
----------	----------	--------

**公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨**

1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第2区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,238,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川崎 秀人	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和4年1月6日から	第3回分
出納責任者氏名	増田 吉彦				令和4年1月18日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	72,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	65,720
自由民主党三重県第二選挙区支部 政党		65,720 円	選挙事務所費	65,720
			集会会場費	0
			通信費	234,630
			交通費	0
			印刷費	2,149,150
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		65,720	今回計	2,521,500
前回計		8,740,907	前回計	4,744,170
総計		8,806,627	総計	7,265,670

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
		円
		円
		円
		円
		円
	計	円

報告書受理年月日	令和4年1月21日	第3回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第2区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
25,238,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川崎 秀人	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和4年1月24日から	第4回分
出納責任者氏名	増田 吉彦				令和4年1月25日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	360,500 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	0
		0 円	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	360,500
前回計		8,806,627	前回計	7,265,670
総計		8,806,627	総計	7,626,170

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
	計	円

報告書受理年月日	令和4年1月31日	第4回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第2区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
25,238,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中川 正春	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和3年10月2日から	第1回分
出納責任者氏名	中野 佐津子				令和3年11月8日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	510,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	2,590,504
立憲民主党	政党	5,000,000 円	選挙事務所費	1,794,555
立憲民主党三重県総支部連合会	政党	1,000,000	集会会場費	795,949
化学エネルギー産業の未来を考える会	政治団体	500,000	通信費	670,911
全日本不動産政治連盟三重県本部	政治団体	30,000	交通費	352,211
JAM政治連盟	政治団体	300,000	印刷費	1,571,450
千賀理	会社経営	100,000	広告費	1,481,803
鳥井一平	団体職員	10,000	文具費	100,938
全日本分権自治フォーラム	政治団体	100,000	食糧費	159,483
			休泊費	12,230
			雑費	43,175
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		7,040,000	今回計	7,492,705
前回計		0	前回計	0
総計		7,040,000	総計	7,492,705

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850 円
	ビラの作成	476,000 円
	ポスターの作成	825,600 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625 円
	計	2,142,785 円

報告書受理年月日	令和3年11月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第3区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,328,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡田 克也	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和3年10月12日から	第1回分
出納責任者氏名	古川 典明				令和3年11月11日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	777,500 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	927,730
立憲民主党	政党	5,000,000 円	選挙事務所費	860,000
立憲民主党三重県総支部連合会	政党支部	1,000,000	集会会場費	67,730
岡田かつや後援会	政治団体	4,500,000	通信費	4,567,622
			交通費	113,564
			印刷費	1,640,738
			広告費	644,996
			文具費	2,200
			食糧費	75,452
			休泊費	14,600
			雑費	32,843
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		10,500,000	今回計	8,797,245
前回計		0	前回計	0
総計		10,500,000	総計	8,797,245

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	249,748 円
	ビラの作成	418,000 円
	ポスターの作成	402,138 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	163,350 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	204,600 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	1,437,836 円

報告書受理年月日	令和3年11月12日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第3区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
25,328,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡田 克也	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和3年11月22日から	第2回分
出納責任者氏名	古川 典明				令和3年11月22日まで	

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出	金額
			人件費	0 円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	34,100
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	660
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	34,760
前回計		10,500,000	前回計	8,797,245
総計		10,500,000	総計	8,832,005

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
		円
		円
		円
		円
		円
	計	円

報告書受理年月日	令和3年11月26日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第3区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
25,328,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石原 正敬	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和3年8月19日から	第1回分
出納責任者氏名	諸岡 高幸				令和3年11月4日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	760,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	1,432,096
自由民主党三重県第三選挙区支部	政党支部	3,692,877 円	選挙事務所費	1,407,096
伊藤 正巳	自営業	100,000	集会会場費	25,000
堀内 秀文	農業	120,000	通信費	0
鈴木 亘	会社員	120,000	交通費	39,498
月野 崇	会社員	120,000	印刷費	1,819,950
鬼塚 裕仁	会社員	120,000	広告費	1,178,617
鷺田 恭汰	会社員	120,000	文具費	407
			食糧費	163,169
			休泊費	0
			雑費	558,450
その他の寄附	0件	0		
その他の収入				
今回計		4,392,877	今回計	5,952,187
前回計		0	前回計	0
総計		4,392,877	総計	5,952,187

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	150,150 円
	ビラの作成	462,000 円
	ポスターの作成	495,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	79,450 円
	計	1,559,310 円

報告書受理年月日	令和3年11月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第3区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
25,328,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石原 正敬	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和3年11月16日から	第2回分
出納責任者氏名	諸岡 高幸				令和3年11月19日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	241,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	0
自由民主党三重県第三選挙区支部	政党支部	367,886 円	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	32,000
			文具費	19,829
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	75,057
その他の寄附	0件	0		
その他の収入				
今回計		367,886	今回計	367,886
前回計		4,392,877	前回計	5,952,187
総計		4,760,763	総計	6,320,073

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
		円
		円
		円
		円
		円
	計	円

報告書受理年月日	令和3年11月22日	第2回報告分
----------	------------	--------



公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第3区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
25,328,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石原 正敬	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和3年11月29日から	第3回分
出納責任者氏名	諸岡 高幸				令和3年12月3日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	330,000
自由民主党三重県第三選挙区支部	政党支部	414,275 円	選挙事務所費	330,000
			集会会場費	0
			通信費	64,037
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	20,238
その他の寄附	0件	0		
その他の収入				
今回計		414,275	今回計	414,275
前回計		4,760,763	前回計	6,320,073
総計		5,175,038	総計	6,734,348

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
		円
		円
		円
		円
		円
	計	円

報告書受理年月日	令和3年12月6日	第3回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第4区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
23,563,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木 英敬	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和3年8月18日から	第1回分
出納責任者氏名	太田 浩司				令和3年11月8日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	690,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	4,272,640
自由民主党三重県第四選挙区支部	政党	2,600,000 円	選挙事務所費	3,966,600
			集会会場費	306,040
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	2,364,079
			広告費	461,507
			文具費	297,822
			食糧費	45,393
			休泊費	71,850
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		3,192,090		
今回計		5,792,090	今回計	8,203,291
前回計		0	前回計	0
総計		5,792,090	総計	8,203,291

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850 円
	ビラの作成	476,000 円
	ポスターの作成	1,214,138 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	54,914 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625 円
	計	2,421,495 円

報告書受理年月日	令和3年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第4区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
23,563,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	坊農 秀治	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和3年9月20日から 令和3年10月31日まで
出納責任者氏名	新田 和彦				第1回分

収入	支出
主たる寄附	人件費 690,000 円
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	家屋費 775,300
立憲民主党 政党 5,000,000 円	選挙事務所費 742,000
立憲民主党三重県総支部連合会 政党 1,000,000	集会会場費 33,300
	通信費 213,389
	交通費 998,964
	印刷費 2,704,950
	広告費 2,361,408
	文具費 88,447
	食糧費 279,564
	休泊費 76,880
	雑費 366,828
その他の寄附 0件 0	
その他の収入 500,000	
今回計 6,500,000	今回計 8,555,730
前回計 0	前回計 0
総計 6,500,000	総計 8,555,730

項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	
選挙運動用通常葉書の作成	269,500 円
ビラの作成	476,000 円
ポスターの作成	1,202,650 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625 円
計	2,519,485 円

報告書受理年月日	令和3年11月12日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第4区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
23,563,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中川 民英	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間	令和3年10月18日から	第1回分
出納責任者氏名	宮本 幹生				令和3年11月15日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	25,000
日本共産党三重県委員会	政党	1,133,450 円	選挙事務所費	25,000
日本共産党南部地区委員会	政党	43,000	集会会場費	0
			通信費	18,000
			交通費	25,500
			印刷費	956,450
			広告費	77,000
			文具費	0
			食糧費	33,410
			休泊費	28,960
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入				
今回計		1,176,450	今回計	1,164,320
前回計		0	前回計	0
総計		1,176,450	総計	1,164,320

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

---

**三重県選挙管理委員会告示第9号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和3年9月12日執行の三重県議会議員桑名市・桑名郡選挙区補欠選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

令和4年3月8日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年9月12日執行 三重県議会議員桑名市・桑名郡選挙区補欠選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,388,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	倉本 崇弘	所属党派	無所属	期間	令和3年8月17日から 令和3年9月11日まで	第1回分
出納責任者氏名	落合 直人					

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	項目	金額
倉本佳男	無職	90,000 円	人件費	0 円
			家屋費	90,000
			選挙事務所費	90,000
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	977,860
			広告費	16,654
			文具費	0
			食糧費	33,775
			宿泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,500,000		
今回計		1,590,000	今回計	1,118,289
前回計		0	前回計	0
総計		1,590,000	総計	1,118,289

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	120,160 円
	ポスターの作成	857,700 円
	計	977,860 円

報告書受理年月日	令和3年9月24日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年9月12日執行 三重県議会議員桑名市・桑名郡選挙区補欠選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,388,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	倉本 崇弘	所属党派	無所属	期間	令和3年9月14日から	第2回分
出納責任者氏名	落合 直人				令和3年10月26日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	180,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	0
		0 円	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	7,262
			交通費	0
			印刷費	179,300
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	1,214
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	367,776
前回計		1,590,000	前回計	1,118,289
総計		1,590,000	総計	1,486,065

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
		円
	計	円

報告書受理年月日	令和3年11月10日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年9月12日執行 三重県議会議員桑名市・桑名郡選挙区補欠選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,388,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	永野 元康	所属党派	無所属	期間	令和3年8月10日から 令和3年9月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	永野 典子					

収入			支出	
主たる寄附			人件費	541,800 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	604,285
ながの元康後援会	政治団体	180,000 円	選挙事務所費	604,285
井高なつ美	無職	90,000	集会会場費	0
伊藤良子	無職	90,000	通信費	14,072
			交通費	83,430
			印刷費	721,900
			広告費	1,046,716
			文具費	6,088
			食糧費	143,766
			休泊費	0
			雑費	3,863
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		2,805,920		
今回計		3,165,920	今回計	3,165,920
前回計		0	前回計	0
総計		3,165,920	総計	3,165,920

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	120,160 円
	ポスターの作成	427,500 円
	計	547,660 円

報告書受理年月日	令和3年9月27日	第1回報告分
----------	-----------	--------



**三重県選挙管理委員会告示第 10 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 3 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

(1) 法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第 1 号)	届出年月日	備考
三重ノチカラ	芳野正英	岡本博	四日市市西浦1-5-6	参議院議員	令和4年2月14日	

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
おおぎたに智美を励ます会	扇谷智美	扇谷智美	熊野市紀和町板屋135-1	令和4年2月17日	
加藤こうゆう後援会	加藤公友	宮崎清一	鈴鹿市平田町1907	令和4年1月19日	
木平ひでき後援会	向原紀博	木平美年子	名張市本町317	令和4年2月10日	
小林まさる後援会	小林勝	小林みき	名張市新町129	令和4年2月9日	
畑中しんこ後援会	池田一成	大川照子	熊野市大泊町187-19	令和4年1月21日	
藤川よしひろ後援会	松本美代子	田北利治	名張市富貴ヶ丘3番町28	令和4年2月8日	
藤木泰之後援会	藤木泰之	梅澤康代	名張市元町433-7	令和4年2月7日	
蘇れ名張の会	木平秀喜	木平美年子	名張市桔梗が丘2番町3街区65	令和4年2月10日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
きた健児後援会	喜田健児	主たる事務所の所在地	松阪市垣鼻町10-85-1	松阪市久保町88-5-5	令和4年1月14日	
辻みつ子後援会	山川富喜子	代表者	山川富喜子	中西ますみ	令和3年11月15日	
常俊とも子後援会	平石好伸	代表者	平石好伸	肥後幸夫	令和4年1月12日	
西口かずしげ後援会	神戸照男	代表者	神戸照男	佐藤包治	令和4年2月16日	
西山みえ後援会	坂本京子	会計責任者	青木沙織	西山英樹	令和4年2月8日	

**三重県選挙管理委員会告示第 11 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出について、訂正の届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出（令和 4 年三重県選挙管理委員会告示第 2 号）の一部を次のとおり改正し、公表します。

令和 4 年 3 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
1 (略)							1 (略)						
2 届出事項の異動							2 届出事項の異動						
政治代表者	異動事項	新	旧	異動年	備考		政治代表者	異動事項	新	旧	異動年	備考	
団体の名	氏名			月日			団体の名	氏名			月日		
称							称						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
自由民主党	鈴木主たる事務所の所在地	伊勢市本町4-3	伊勢市上地町	令和3年12月1日	政党		自由民主党	鈴木主たる事務所の所在地	伊勢市本町4-8	伊勢市上地町	令和3年12月1日	政党	
三重県第四選挙区支部			1190-1				三重県第四選挙区支部			1190-1			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

三重県選挙管理委員会告示第 12 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 3 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
池村ゆきひさ後援会	池村幸久	令和 3 年 12 月 31 日	
伊藤かつや後援会	伊藤考喜	令和 3 年 12 月 31 日	
植松泰之とともに市政を考える会	植松泰之	令和 3 年 12 月 25 日	
岡幸男後援会	玉樹崇	令和 3 年 12 月 31 日	
尾鷲創生未来塾	野田拡雄	令和 3 年 12 月 31 日	
木平ひでき後援会	向原紀博	令和 4 年 2 月 3 日	
佐伯靖治後援会	佐伯靖治	令和 3 年 12 月 31 日	
谷口きよし後援会	長谷川尚希	令和 4 年 2 月 1 日	
千秋ネット倶楽部	高橋千秋	令和 4 年 2 月 18 日	
西山みえ後援会	坂本京子	令和 4 年 2 月 8 日	
三林文明後援会	三林文明	令和 3 年 3 月 1 日	
山本正一後援会	山本正一	令和 3 年 12 月 31 日	
蘇れ名張の会	木平秀喜	令和 4 年 2 月 3 日	

三重県選挙管理委員会告示第 13 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 3 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西 正 洋

## 1 資金管理団体の指定

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
扇谷 智美	市議会議員	おおぎたに智美を励ます会	熊野市紀和町板屋 135-1	令和 4 年 2 月 17 日

## 2 資金管理団体の指定の取消し

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
池村 幸久	池村ゆきひさ後援会	令和 3 年 12 月 31 日
高橋 千秋	千秋ネット倶楽部	令和 4 年 2 月 18 日

公 告
-----

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 4 年 3 月 8 日

三重県知事 一見 勝之

- 1 調査を行った者の名称  
大台町
- 2 調査を行った期間  
平成 24 年 2 月から平成 28 年 3 月まで
- 3 成果の名称  
大台町（栃原東山地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
多気郡大台町大字栃原地内
- 5 認証年月日  
令和 4 年 2 月 21 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 4 年 3 月 8 日

三重県知事 一見 勝之

- 1 調査を行った者の名称  
玉城町
- 2 調査を行った期間  
平成 29 年 8 月から平成 31 年 3 月まで
- 3 成果の名称  
玉城町（田丸・佐田・下田辺・妙法寺地区②- 2）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
度会郡玉城町大字佐田・大字妙法寺地内
- 5 認証年月日  
令和 4 年 2 月 21 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 4 年 3 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
基本測量(電子基準点測量)
- 2 作業期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域  
津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、多気郡大台町、度会郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

---

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年2月9日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和4年3月8日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量(基準点測量)
- 2 作業地域  
いなべ市北勢町二之瀬

---

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年3月11日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和4年3月8日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量(農地の地区界測量)
- 2 作業地域  
松阪市小片野町

---

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年3月12日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和4年3月8日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量(農地の地区界測量)
- 2 作業地域  
多気郡多気町前村及び同町平谷

---

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年1月19日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和4年3月8日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量(農地の確定測量)
- 2 作業地域  
多気郡多気町仁田及び同町平谷

---

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年3月12日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和4年3月8日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類

公共測量（農地の確定測量）

- 2 作業地域  
多気郡多気町下出江及び同町上出江

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年3月12日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和4年3月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（農地の地区界測量）
- 2 作業地域  
多気郡大台町上真手、同町栗谷、同町清滝、同町菌及び同町天ヶ瀬

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、多度町小山土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可しました。

令和4年3月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 組合の名称及び事務所の所在地  
多度町小山土地区画整理組合  
桑名市多度町多度一丁目一番地一
- 2 事業施行期間  
平成12年6月20日から令和9年3月31日まで
- 3 施行地区  
東工区  
桑名市多度町小山字西谷通、字東谷通、字貝殻谷及び字中之谷の各一部並びに多度字祢宜谷の一部  
西工区  
桑名市多度町小山字西塚原、字東塚原、字西谷通、字貝殻谷、字中之谷及び字大谷の各一部
- 4 設立認可の年月日  
平成12年6月20日
- 5 変更の内容  
事務所の所在地について、「桑名市多度町多度一丁目一番地一」を「桑名市多度町多度580番地1（103街区1画地）」に変更。事業施行期間について、「平成12年6月20日から令和4年3月31日まで」を「平成12年6月20日から令和9年3月31日まで」に変更。
- 6 変更認可の年月日  
令和4年3月8日

## 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年3月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 特定役務の名称 令和3～6年度 齋宮歴史博物館清掃業務委託
- 2 担当部局 三重県多気郡明和町竹川503番地  
齋宮歴史博物館総務課
- 3 落札者決定日 令和4年2月18日
- 4 落札者 三重県津市丸之内24番16号  
タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武

5	落札金額	入札価格 36,540,000 円 契約金額 40,194,000 円
6	決定手続	総合評価一般競争入札
7	入札公告日	令和3年12月14日

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---